

入札条件

本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格を設定しています。この調査基準価格に満たない価格の入札があった場合は落札の決定を保留し、調査基準価格に満たない入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。

おって、低入札価格調査結果に基づく落札者については、後日入札者全員に通知します。

低入札価格調査対象者については、工事所管部局が中心となり下記内容について書類の提出及び説明を求めます。調査対象者には、工事所管部局から個別にファックスで通知します。原則として書類の提出期限は、工事所管部局からの通知があった日の翌日から起算して 3 日以内（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）に規定する県の休日を除く。）です。工事所管部局の承認を得ずに提出期限までに書類の提出が行われない場合は、調査に協力しない者と判断し、失格とします。この場合は、県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、不誠実な行為として指名停止措置の対象となります。

なお、失格となる基準は、下記 3 のとおりです。

また、調査基準価格に満たない価格をもって落札者となった者については、契約工事の会計を明瞭にするために、当該工事専用の経理帳簿を整備するとともに、施工過程において実施する低入札価格調査内容に関する追跡調査を行います。

記

1. 調査基準価格

調査基準価格（税抜）は、予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合計額とします。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2. 提出書類

低入札価格調査制度に関する事務処理要領（以下「要領」という。）別紙 3 のとおり。

3. 失格基準

(1) 失格基準価格による判定

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、次のとおり失格基準価格を設定します。ただし、下記ア及びイにおいて算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとします。

ア 入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。以下、イ及びウにおいて同じ。）が 5 者以上の場合は、入札価格の低い順に入札者の 8 割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に 10 分の 9.5 を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1 円未満切捨て）

イ 入札者が4者又は3者の場合は、入札価格の低い順に入札者の8割（小数点以下切捨て）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1円未満切捨て）

ウ 入札者が2者又は1者の場合は、調査基準価格に10分の9.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）

この失格基準価格に満たない価格により入札した者にあつては、契約内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とします。ただし、全ての入札者が失格基準価格に満たない価格により入札した場合は、失格基準価格による判定はしないものとします。

(2) 数値的判断による判定基準

次に掲げる基準に満たない価格により入札した者にあつては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とします。

- ① 直接工事費について、設計額の90%を下回る場合
- ② 共通仮設費について、設計額の80%を下回る場合
- ③ 現場管理費について、設計額の80%を下回る場合
- ④ 一般管理費等について、設計額の50%を下回る場合

ただし、全ての入札者が基準に満たない場合は、数値的判断基準による判定はしないものとし、発注者の設計額における各費目にそれぞれ基準に掲げた割合を乗じて得た額の合計額（1円未満切捨て）に満たない価格により入札した者のみを失格とします。

(3) 調査による失格基準

以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。なお、失格基準の具体的な内容については、要領別紙4のとおりとします。

- ① 書類の提出が行われない又は説明要求に応じない等調査に協力しない場合
- ② 数量について、発注設計図書及び仕様書等に計上した設計数量（参考数量）を満足していない場合
- ③ 材料・製品について、設計仕様に適合した品質・規格を満足しない場合
- ④ 労務費について、法定最低賃金を下回っている場合
- ⑤ 工事費内訳書記載単価について、算出根拠が適正でない場合
- ⑥ 建設廃棄物について、適正な処理費用が計上されていない場合
- ⑦ 当年度又は過去5年度の県営建設工事において調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事若しくは当年度又は前年度に完成した県営建設工事について、請負工事施工成績評定要領により評定が行われた工事で65点未満の工事成績評定を通知された工事がある場合
- ⑧ その他適正な工事の履行が行われないおそれがあると認められる場合

4. 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者の兼務禁止について

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合においては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者（総合評価落札方式において配置できる技術者）の兼務は認めないこととします。

なお、主任技術者（監理技術者）については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。

5. 配置技術者の増員について

専任の主任技術者（監理技術者）の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任技術者（監理技術者）とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で1名現場に配置することとします。（増員配置技術者（主任技術者又は監理技術者以外の技術者）が現場代理人及び専任補助者を兼務することは認めない。特定共同企業体と契約する工事においては、構成員ごとに1名ずつ配置すること。）

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者（監理技術者）を補助し、主任技術者（監理技術者）と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。

6. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて

(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 別記第4条第3項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。
- ② 別記第4条第6項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第50条第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。

(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。

なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。

- ① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。
 - ② 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。
 - ③ 別記第34条第7項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。
- (3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除ができる期間は、引渡しを受けた日から4年（設備機器本体等に係るものである場合には2年）以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 別記第52条第1項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と読み替えて適用する。
 - ② 別記第52条第2項中「引渡しを受けた日から1年」とあるのは「引渡しを受けた日から2年」と読み替えて適用する。
- (4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、4に基づき主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者との兼務を

認めないものとし、別記第 10 条第 5 項「現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専任補助者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用します。

入札条件

本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）を設定しています。この調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格の入札があった場合は、下記 2 の失格基準による判定をしたうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。

記

1. 調査基準価格

調査基準価格（税抜）は、予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合計額とします。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2. 失格基準

(1) 失格基準価格による判定

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、次のとおり失格基準価格を設定します。ただし、下記ア及びイにおいて算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとします。

ア 入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。以下、イ及びウにおいて同じ。）が 5 者以上の場合は、入札価格の低い順に入札者の 8 割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に 10 分の 9.5 を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1 円未満切捨て）

イ 入札者が 4 者又は 3 者の場合は、入札価格の低い順に入札者の 8 割（小数点以下切捨て）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に 10 分の 9.5 を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1 円未満切捨て）

ウ 入札者が 2 者又は 1 者の場合は、調査基準価格に 10 分の 9.5 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）

この失格基準価格に満たない価格により入札した者にあつては、契約内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とします。ただし、全ての入札者が失格基準価格に満たない価格により入札した場合は、失格基準価格による判定はしないものとします。

(2) 数値的判断による判定基準

次に掲げる基準に満たない価格により入札した者にあつては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、失格とします。

- ① 直接工事費について、設計額の 90%を下回る場合
- ② 共通仮設費について、設計額の 80%を下回る場合
- ③ 現場管理費について、設計額の 80%を下回る場合

④ 一般管理費等について、設計額の 50%を下回る場合

ただし、全ての入札者が基準に満たない場合は、数値的判断基準による判定はしないものとし、発注者の設計額における各費目にそれぞれ基準に掲げた割合を乗じて得た額の合計額(1 円未満切捨て)に満たない価格により入札した者のみを失格とします。

3. 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者の兼務禁止について

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合においては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者（総合評価落札方式において配置できる技術者）の兼務は認めないこととします。

なお、主任技術者（監理技術者）については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。

4. 配置技術者の増員について（予定価格 1 億円以上の工事のみ）

専任の主任技術者（監理技術者）の配置が義務づけられている予定価格 1 億円以上の工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任技術者（監理技術者）とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で 1 名現場に配置することとします。（増員配置技術者（主任技術者又は監理技術者以外の技術者）が現場代理人及び専任補助者を兼務することは認めない。特定共同企業体と契約する工事においては、構成員ごとに 1 名ずつ配置すること。）

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者（監理技術者）を補助し、主任技術者（監理技術者）と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。

5. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて

(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 別記第4条第3項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。
- ② 別記第4条第6項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第50条第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。

(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。

なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。

- ① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。
- ② 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第34条第7項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10

分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。

- (3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除ができる期間は、引渡しを受けた日から4年（設備機器本体等に係るものである場合には2年）以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。
- ① 別記第52条第1項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と読み替えて適用する。
 - ② 別記第52条第2項中「引渡しを受けた日から1年」とあるのは「引渡しを受けた日から2年」と読み替えて適用する。
- (4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、3に基づき主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者との兼務を認めないものとし、別記第10条第5項「現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専任補助者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用します。

入 札 条 件

本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格を設定しています。この調査基準価格に満たない価格の入札があった場合は落札の決定を保留し、調査基準価格に満たない入札額によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。

おって、低入札価格調査結果に基づく落札者については、後日入札者全員に通知します。

低入札価格調査対象者については、工事所管部局が中心となり下記内容について書類の提出及び説明を求めます。調査対象者には、工事所管部局から個別にファックスで通知します。原則として書類の提出期限は、工事所管部局からの通知があった日の翌日から起算して 3 日以内（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）に規定する県の休日を除く。）です。工事所管部局の承認を得ずに提出期限までに書類の提出が行われない場合は、調査に協力しない者と判断し、失格とします。この場合は、県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、不誠実な行為として指名停止措置の対象となります。

なお、失格となる基準は、下記 3 のとおりです。

また、調査基準価格に満たない価格をもって落札者となった者については、契約工事の会計を明瞭にするために、当該工事専用の経理帳簿を整備するとともに、施工過程において実施する低入札価格調査内容に関する追跡調査を行います。

記

1. 調査基準価格

調査基準価格（税抜）は、予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合計額とします。ただし、その額が予定価格（税抜）に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格（税抜）に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とします（特別なものについては、これにかかわらず契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格（税抜）に乗じて得た額とする。）。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2. 提出書類

低入札価格調査制度に関する事務処理要領（以下「要領」という。）別紙 3 のとおり

3. 失格基準

以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。なお、失格基準の具体的な内容については、要領別紙 4 のとおりとします。

- (1) 書類の提出が行われない又は説明要求に応じない等調査に協力しない場合
- (2) 数量について、発注設計図書及び仕様書等に計上した設計数量（参考数量）を満足していない場合

- (3) 材料・製品について、設計仕様に適合した品質・規格を満足しない場合
- (4) 労務費について、法定最低賃金を下回っている場合
- (5) 工事費内訳書記載単価について、算出根拠が適正でない場合
- (6) 建設廃棄物について、適正な処理費用が計上されていない場合
- (7) 当年度又は過去5年度の県営建設工事において調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事若しくは当年度又は前年度に完成した県営建設工事について、請負工事施工成績評定要領により評定が行われた工事で65点未満の工事成績評定を通知された工事がある場合
- (8) その他適正な工事の履行が行われぬおそれがあると認められる場合

4. 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者の兼務禁止について

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合においては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者（総合評価落札方式において配置できる技術者）の兼務は認めないこととします。

なお、主任技術者（監理技術者）については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。

5. 配置技術者の増員について

専任の主任技術者（監理技術者）の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任技術者（監理技術者）とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で1名現場に配置することとします。（増員配置技術者（主任技術者又は監理技術者以外の技術者）が現場代理人を兼務することは認めない。特定共同企業体と契約する工事においては、構成員ごとに1名ずつ配置すること。）

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者（監理技術者）を補助し、主任技術者（監理技術者）と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。

6. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて

(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 別記第4条第3項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。
- ② 別記第4条第6項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第50条第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。

(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。

なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。

- ① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」

と読み替えて適用する。

- ② 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第34条第7項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。
- (3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除ができる期間は、引渡しを受けた日から4年（設備機器本体等に係るものである場合には2年）以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。
 - ① 別記第52条第1項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と読み替えて適用する。
 - ② 別記第52条第2項中「引渡しを受けた日から1年」とあるのは「引渡しを受けた日から2年」と読み替えて適用する。
- (4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、4に基づき主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者との兼務を認めないものとし、別記第10条第5項「現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専任補助者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用します。

数値的判断による判定基準

1 判定基準

工 事 の 費 目	判定基準
直 接 工 事 費	90%
共 通 仮 設 費	80%
現 場 管 理 費	80%
一 般 管 理 費 等	50%

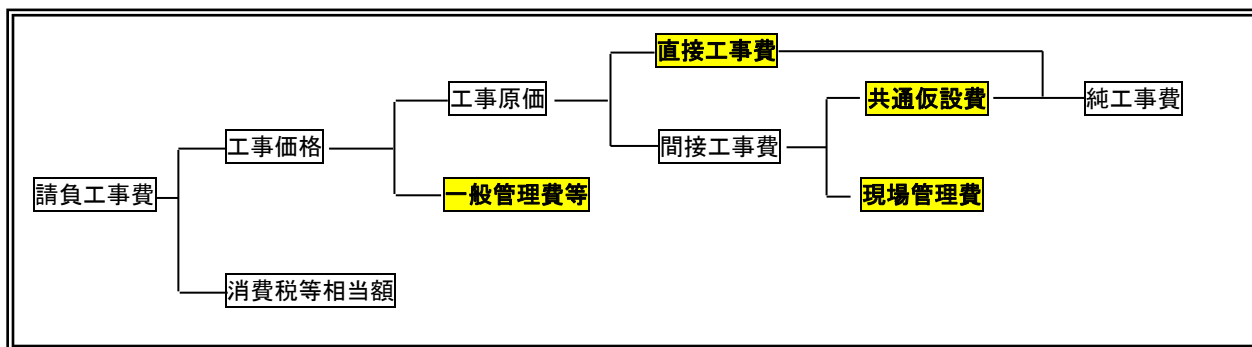
2 判定基準の適用区分

1に定める判定基準の適用区分は、工事費の構成に従い以下のとおりとし、入札公告に明示することとする。

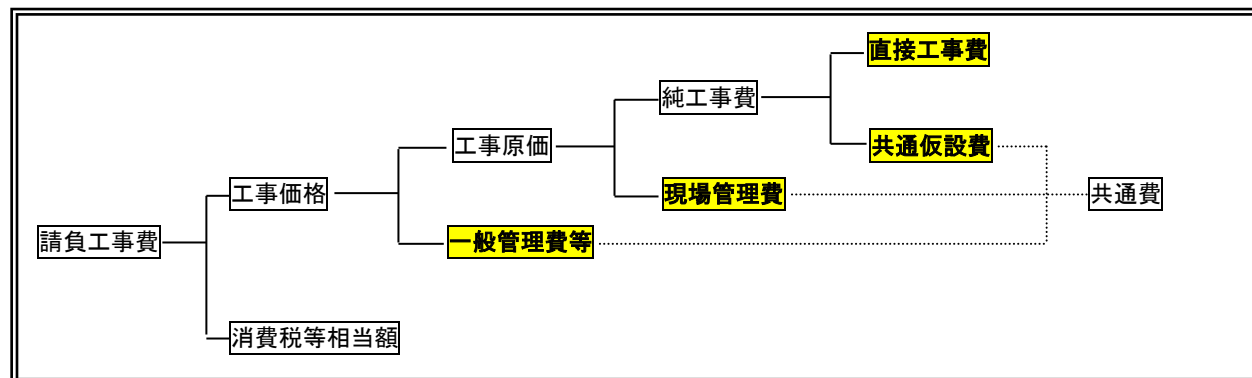
ただし、以下の適用区分のいずれにも該当しない場合は、別途当該工事に係る適用区分を作成し、入札公告に明示することとする。

なお、「1 土木系工事」「2 建築系工事」以外の適用区分に該当する工事については、工事価格を構成する各費目の区分が複雑になるため、受発注者間で認識のずれを生じさせないように、閲覧等を行う設計書の備考欄に、判定基準に示す4つの費目のいずれに分類されるかを併せて明示することとする。

1 土木系工事

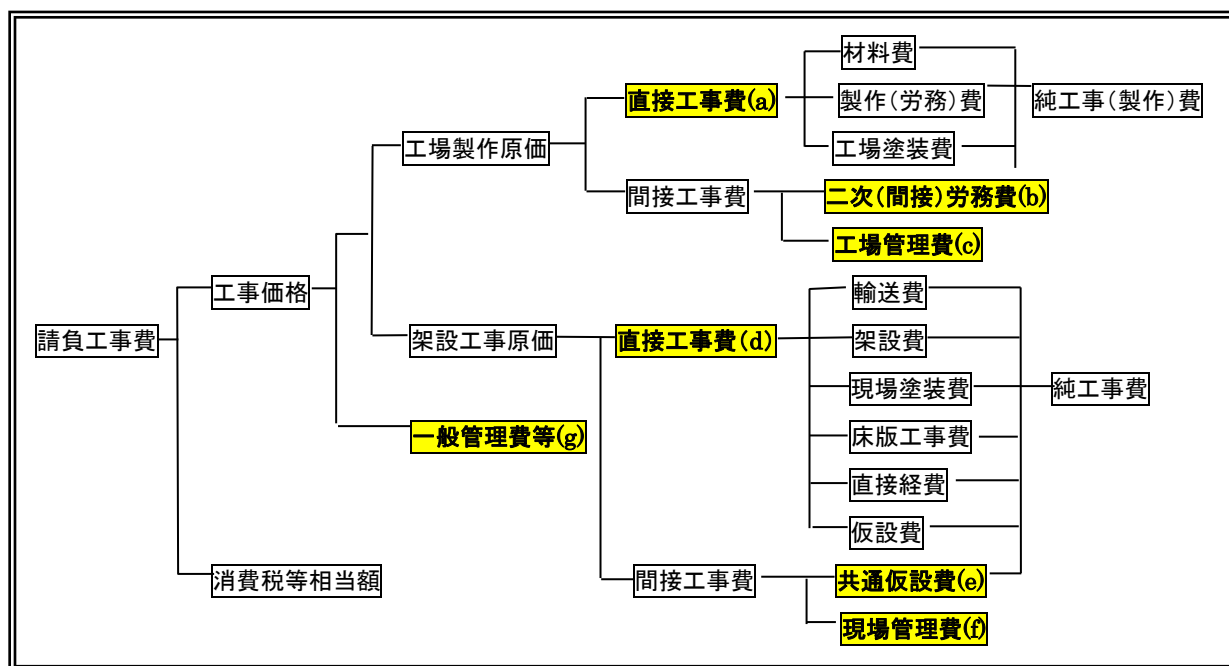


2 建築系工事



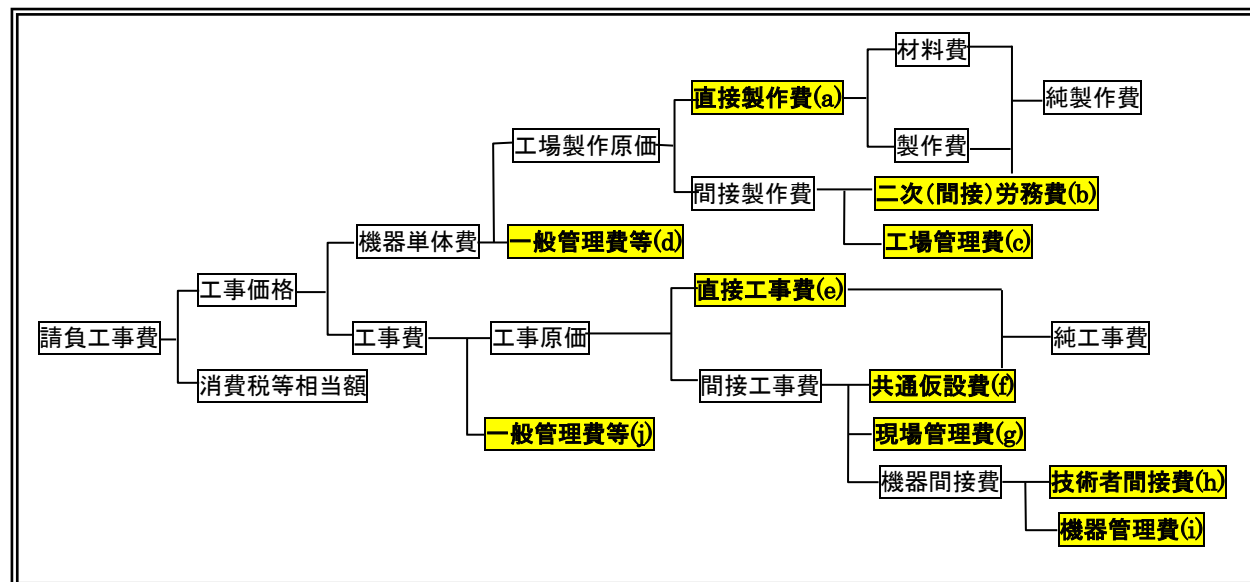
3 上記 1、2 の請負工事費構成とならない工事（製作費が含まれる工事等）

ア 橋梁上部工・鉄塔・反射板工事等で工場製作が含まれる工事



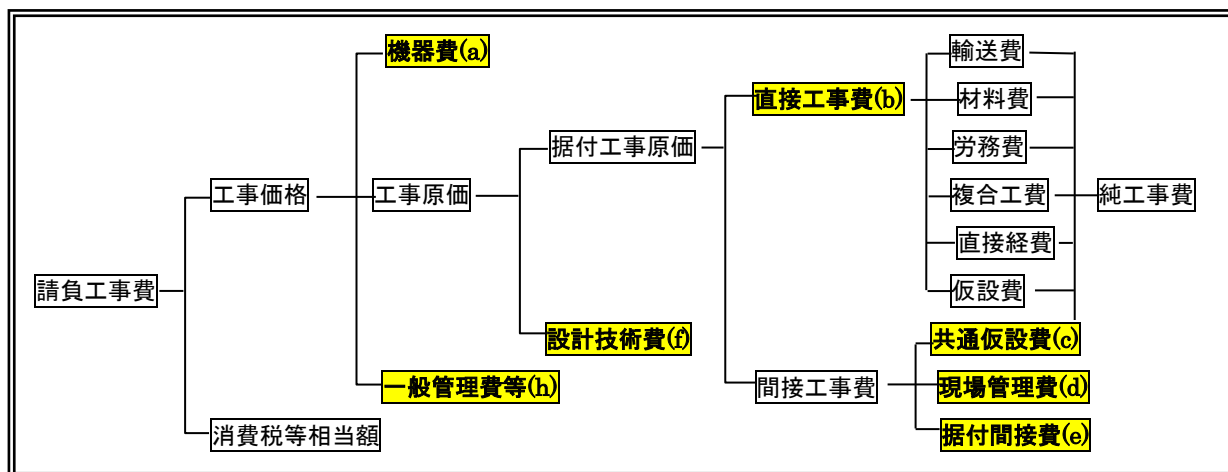
- ※ 直接工事費については、**(a)+(d)**により判定すること。
 共通仮設費については、**(b)+(e)**により判定すること。
 現場管理費については、**(c)+(f)**により判定すること。
 一般管理費等については、**(g)**により判定すること。

イ 電気通信設備工事等で機器製作が含まれる工事



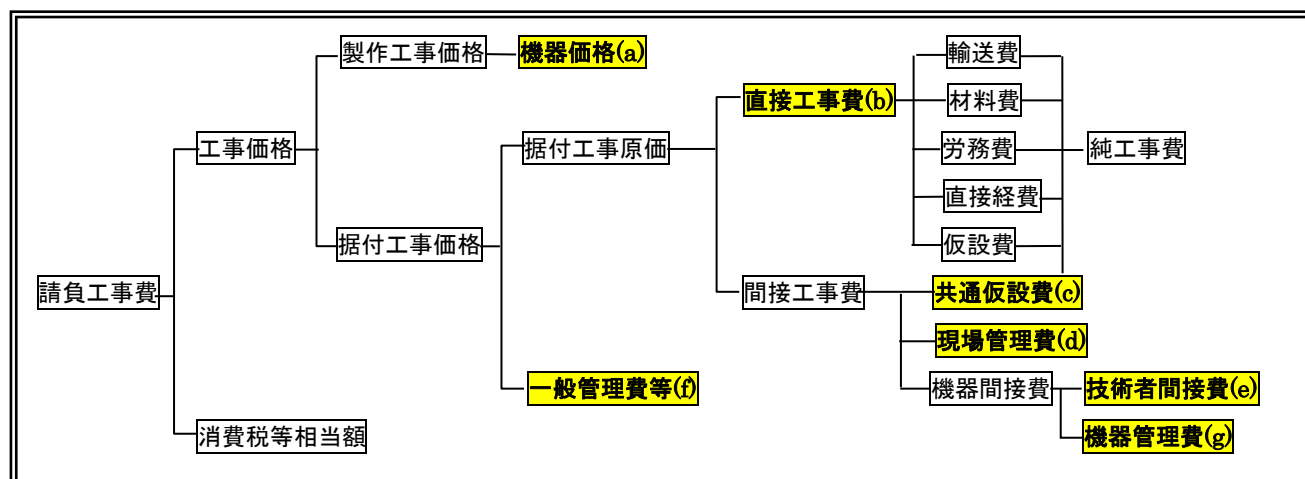
- ※ 直接工事費については、**(a)+(e)**により判定すること。
 共通仮設費については、**(b)+(f)**により判定すること。
 現場管理費については、**(c)+(g)+(h)+(i)**により判定すること。
 一般管理費等については、**(d)+(j)**により判定すること。

ウ 下水道電気設備工事等で機器費が含まれる工事



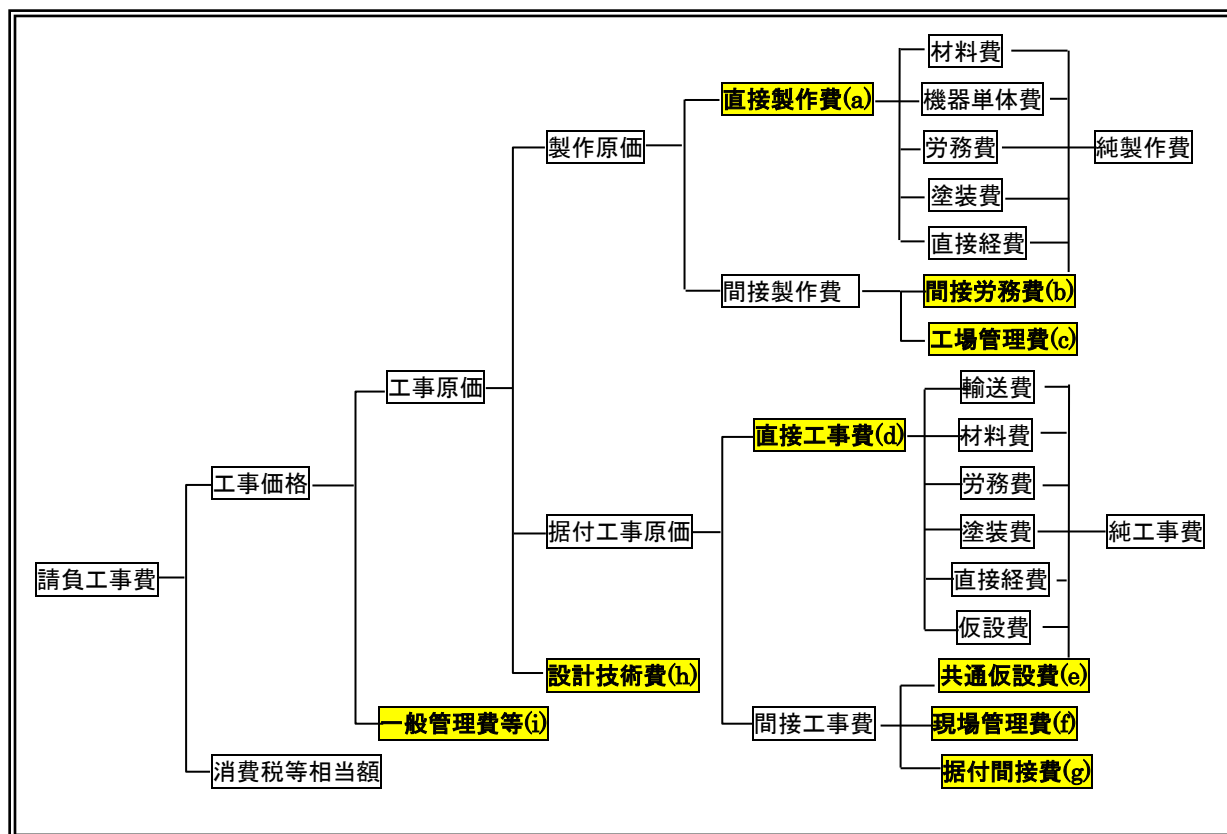
- ※ 直接工事費については、**(a)+(b)**により判定すること。
 共通仮設費については、**(c)+(f)**により判定すること。
 現場管理費については、**(d)+(e)**により判定すること。
 一般管理費等については、**(h)**により判定すること。

エ 農業農村整備電気通信工事等で機器費が含まれる工事



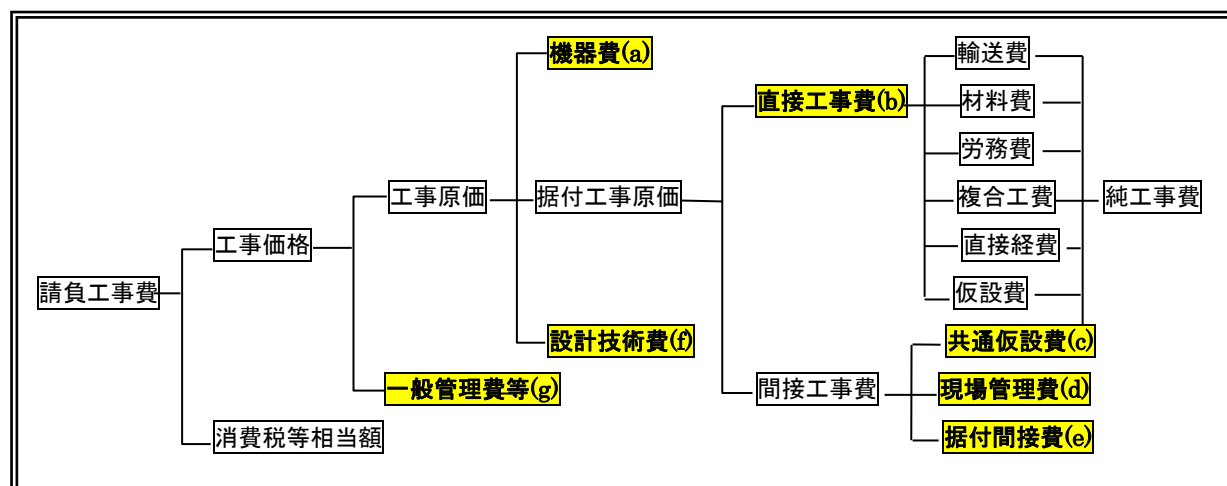
- ※ 直接工事費については、**(a)+(b)**により判定すること。
 共通仮設費については、**(c)**により判定すること。
 現場管理費については、**(d)+(e)+(g)**により判定すること。
 一般管理費等については、**(f)**により判定すること。

オ 機械設備工事等で機械製作が含まれる工事



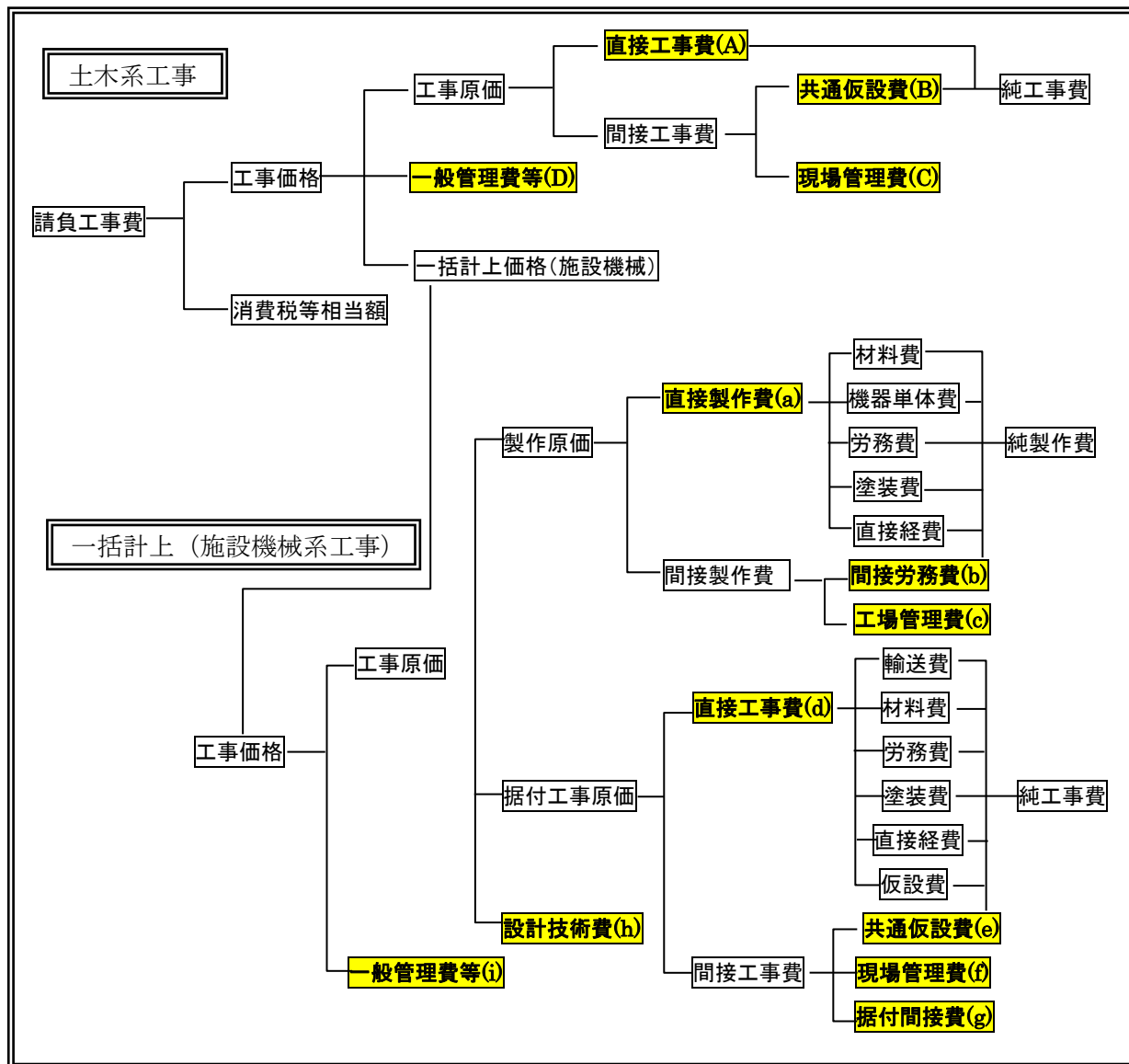
- ※ 直接工事費については、**(a)+(d)**により判定すること。
 共通仮設費については、**(b)+(e)+(h)**により判定すること。
 現場管理費については、**(c)+(f)+(g)**により判定すること。
 一般管理費等については、**(i)**により判定すること。

カ 下水道機械設備工事等で機器費が含まれる工事



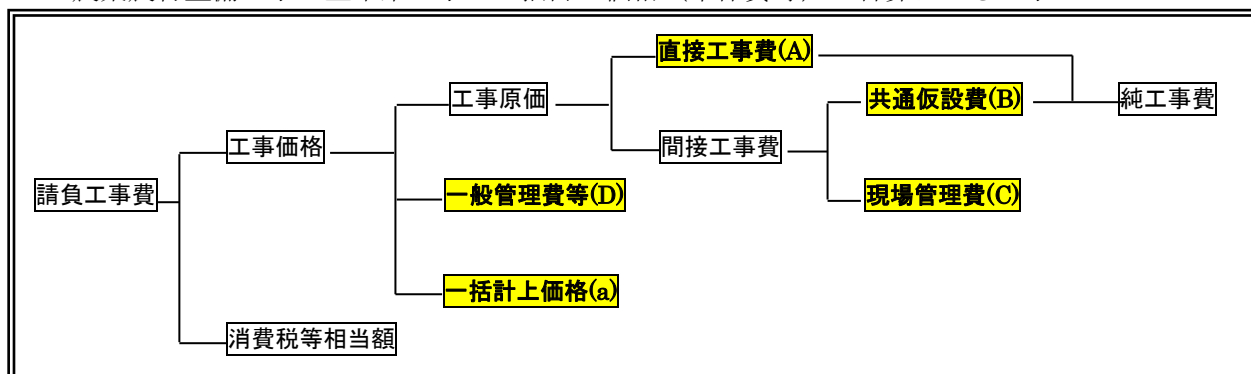
- ※ 直接工事費については、**(a)+(b)**により判定すること。
 共通仮設費については、**(c)+(f)**により判定すること。
 現場管理費については、**(d)+(e)**により判定すること。
 一般管理費等については、**(g)**により判定すること。

キ 農業農村整備工事で土木系工事と一括計上価格（施設機械系工事）の合算による工事



※ 直接工事費については、 $(A)+(a)+(d)$ により判定すること。
 共通仮設費については、 $(B)+(b)+(e)+(h)$ により判定すること。
 現場管理費については、 $(C)+(c)+(f)+(g)$ により判定すること。
 一般管理費等については、 $(D)+(i)$ により判定すること。

ク 農業農村整備工事で土木系工事と一括計上価格（単体費等）の合算による工事



※ 直接工事費については、 $(A)+(a)$ により判定すること。
 共通仮設費については、 (B) により判定すること。
 現場管理費については、 (C) により判定すること。
 一般管理費等については、 (D) により判定すること。

別紙3（第7第2項関係）

低入札価格調査項目及び提出書類

項 目		内 容	提 出 書 類
(1)	当該価格で入札した理由	ア 低廉にできる理由 イ 当該工事場所と調査対象者の地理的条件 ウ 受注意欲 など	理由書（様式第1号）
(2)	地理的条件	契約対象工事の施工地と調査対象者の事業所、資材保管場所、隣接工事箇所及び下請予定者等の位置関係	図示
(3)	施工体制	契約後予定される施工体制	ア 配置予定技術者名簿（様式第2号） イ 施工体制台帳（様式第3号） ウ 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第4号） エ 配置技術者の増員を要する場合には、増員配置技術者の資格免許等の写し及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（被保険者整理番号及び基礎年金番号にマスキングを施したものに限り。）又はこれらに準ずる資料等雇用関係を証明する書類の写し
(4)	工程	契約後予定される工程表	工程表
(5)	現在手持ち工事の状況	ア 工事名 イ 発注者名 ウ 工期 エ 施工地 オ 工事概要 カ 請負金額 キ 配置技術者名 ク 調査対象工事と関連がある場合は、その関連性	ア 手持ち工事の状況（様式第5号） イ 手持ち工事と経費節減理由が関連する場合は、当該関連性及び節減理由が明確に判明する書類
(6)	手持ち資材の状況	ア 手持ち資材の種類（自社保有量） イ 資材の種別ごとの調査対象工事における使用予定量	ア 手持ち資材の状況（様式第6号） イ 資材の保管状況の写真
(7)	資材購入予定	ア 購入予定資材の内容 イ 購入予定業者 ウ 購入予定額 エ 過去の取引状況	ア 資材購入予定一覧（様式第7号） イ 購入予定業者からの見積書 ウ 過去の同種資材の購入における購入予定業者との取引状況が判明する資料（見積書・納品書・請求書等） エ 同種取引について購入予定業者が初取引の場合 （イ）過去の同種資材の購入における他業者との取引状況が判明する資料

項 目		内 容	提 出 書 類
			(イ) 購入予定業者との過去の類似取引の状況が判明する資料
(8)	手持ち建設機材の状況	ア 手持ち建設機材、車輛及び設備等の種類（自社保有量） イ 調査対象工事における使用予定の建設機材、車輛及び設備等	ア 手持ち建設機材の状況（様式第8号） イ 機材の保管状況の写真
(9)	建設機材の借上げ予定	ア 借上げ予定機材の内容 イ 借上げ予定業者 ウ 借上げ予定額 エ 過去の取引状況	ア 建設機材借上げ予定一覧（様式第9号） イ 借上げ予定業者からの見積書 ウ 過去の同種機材の借上げにおける、借上げ予定業者との取引状況が判明する資料（見積書・納品書・請求書等） エ 同種取引において借上げ予定業者が初取引の場合 (ア) 過去の同種機材の借上げにおける他業者との取引状況が判明する資料 (イ) 借上げ予定者との過去の類似取引の状況が判明する資料
(10)	労務職員の具体的配置計画等	ア 労務職員の月別配置計画（見通し）及びその内訳（自社施工又は下請の別） イ 労務単価	ア 労務職員の月別配置計画（様式第10号） イ 職種ごとの労務単価（様式第11号） ウ 手持ち工事と調査対象工事との間で労務職員の配置において関連がある場合については、手持ち工事における労務職員の配置状況と調査対象工事配置予定者の関連が判明する書類 エ 過去の同種工事における職種ごとの労務単価（最低単価）が判明する書類
(11)	下請への発注予定	ア 下請への発注予定の有無 イ 下請への発注予定がある場合 (ア) 内容 (イ) 下請予定業者 (ウ) 下請予定額 (エ) 過去の取引状況	ア 下請予定一覧（様式第12号） イ 下請予定業者からの見積書 ウ 過去の同種の下請契約における下請予定業者との取引状況（見積書（内訳が判明するもの）・請書又は契約書・請求書） エ 同種下請契約について、下請予定業者が初取引の場合 (ア) 過去の同種の下請契約における他業者との取引状況が判明する資料 (イ) 下請予定業者との過去の類似取引の状況が判明する資料
(12)	過去に施工した工事	ア 最近受注した工事で類似工事を	ア 過去に施工した工事一覧（様

項	目	内	容	提	出	書	類
		中心に概ね 10 件程度 (ア) 工事名 (イ) 発注者名 (ウ) 工期 (エ) 施工地 (オ) 工事概要 (カ) 請負金額 (キ) 配置技術者 イ 低入札価格調査制度該当工事であって、調査基準価格を下回る入札価格により契約を行った工事（契約年度・業種を問わない。）		式第 13 号) イ 契約書写し ウ 公共工事においては、施工体制台帳及び施工体系図 （イ、ウは、発注者から指示があった場合に提出すること）			
(13)	安全管理の状況	ア 安全管理に要する経費の内訳 イ 日頃から留意している事項及び調査対象工事において特に留意する事項		ア 安全管理経費の内訳書（様式任意） 率計上している場合にあっては、当該率に含まれる項目、各項目への配分予定額及び過去の同種工事における安全管理経費の配分状況 イ 安全管理に日頃から留意している事項及び調査対象工事施工にあたり特に留意する事項に関する報告書（様式任意）			
(14)	経営状況及び信用状況	ア 経営状況 イ 信用状況		なし （発注者が保証会社等へ照会を行い調査する）			
(15)	建設副産物の搬出予定	ア 発生する建設副産物名 イ 受け入れ予定者 ウ 受け入れ予定個所 エ 受け入れ予定個所における受入予定額		ア 建設副産物の搬出予定状況（様式第 14 号） イ 受け入れ予定個所からの見積書 ウ 過去において同種の建設副産物を搬出した場合における取引状況が判明する書類（建設副産物名、処理量及び請求額）			
(16)	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内訳	ア 共通仮設費の内訳 イ 現場管理費の内訳 ウ 一般管理費等の内訳 ※ 橋梁、電気、機械等の工事で、上記以外の費用がある場合は、判定基準の適用区分に従って、上記区分に該当する全ての費用について内訳を記載すること		ア 各経費の内訳書（様式任意） 率計上している場合にあっては、当該率に含まれる項目、各項目への配分予定額及び過去の同種工事における経費の配分状況 イ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式第 15 号） ウ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式第 16 号） エ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式第 17 号） オ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式第 18 号） カ 安全衛生管理体制（点検計画）（様式第 19 号）			
(17)	その他	(必要に応じ、調査対象者へ指示)					

低入札価格調査による判定基準

1 基本的考え方

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に定める趣旨を踏まえ、調査の結果、次のいずれにも該当しないことを判断の基本とする。
- (ア) 当該入札者が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められること。
- (イ) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められること。
- (2) 調査は、調査対象工事単体として、入札額による履行の可否を判断するものとする。
- (3) 「公正な取引の秩序を乱すおそれ」の判断にあつては、社会通念上正常な取引の関係がゆがめられることとなるような入札を排除する観点から、当該入札価格をもって、工事の施工に係る実行予算が成り立つか否かを基本に履行の可否を判断するものとする。

2 調査による失格基準

項 目		内 容
(1)	調査に協力しない場合	ア 低入札価格調査に関する調査資料の提出を、工事所管課長等の定める期限までに行わない場合（工事所管課長等の承認を得たものを除く。） イ 工事所管課長等の定める期限までに別紙 3 に掲げる書類が整わない場合（工事所管課長等の承認を得たものを除く。） ウ 事情聴取に応じない場合
(2)	見積数量が適正でない場合	発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量（参考数量）を満足していない場合
(3)	品質・規格が適正でない場合	材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
(4)	労務単価が適正でない場合	労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合
(5)	工事費内訳書算出根拠が適正でない場合	ア 算出根拠が明確でない場合 イ 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借上げ予定業者等からの聞き取りにより、工事費内訳書記載価格がいわゆる「指値」である等不当に低額に設定されたことが明白である場合 ウ 下請、資材購入及び機材借上げについて、過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない場合 エ 不足経費について、会社経費等から補填するなど、工事単体として実行予算が成り立たない場合
(6)	建設副産物の処理が適正でない場合	ア 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合 イ 建設副産物の処理費用が計上されている場合にあつても、当該処理費用算出根拠が示されない場合又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない等不当に低額な費用を計上している場合
(7)	過去の県営建設工事の工事成績が標準を下回る場合	当年度又は過去 5 年度の県営建設工事において調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事、もしくは当年度又は前年度に完成した県営建設工事について、請負工事施工成績評定要領（平成 13 年 4 月 13 日付け建技第 36 号。準用する場合も含む。）により評定が行われた工事で 65 点未満の工事成績評定を通知された工事がある場合
(8)	上記のほか、適正な工事の履行が行われないおそれがあると認められる場合	

追跡調査の実施

1 実施方針

施工中において、低入札価格調査内容との矛盾がないか確認を行うため、次の調査を実施する。

なお、契約の相手方に対しては、対象工事に関する会計処理の明瞭化及び調査の円滑な実施のために、対象工事専用の経理帳簿を作成させるものとする。

(1) 現地調査の実施

(2) 契約者、下請業者、資材納入業者及び機材借上げ業者に対し、必要に応じて聴き取り調査を実施する。

2 現地調査又は聴き取り調査の実施

実施時期	重点調査項目	確認書類等
1 着工時（契約書締結時）	・ 下請状況の確認 ・ 前払金の使途 ・ 配置技術者の確認	施工体制台帳、工程表、施工体系図、経理帳簿、支出書類等
2 施工中 (1) 単年度工事 原則、部分払請求時又は出来高概ね50%時 （工事毎の施工計画書により着工時調査の際に調査時点を決定） (2) 複数年度工事 原則、部分払請求時及び年度精算時	・ 下請、資材業者への支払状況は適正であるか。 ・ 請負工事費の使途 ・ 配置技術者の確認	施工体制台帳、施工体系図、経理帳簿、支出書類等
3 完成検査時	・ 調査内容と実態との乖離の有無 ・ 調査時の低入札の理由の妥当性 ・ 請負工事費の使途 ・ 下請、資材業者の支払状況	経理帳簿、支出書類等